

鹿屋市立下名小学校いじめ防止基本方針

令和4年3月改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

(ア) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

特に、その中核となる、道徳の授業の充実については、機会を捉え、その重要性を全教職員で共通理解を図る。さらに、学級活動、児童会活動等の特別活動を通して、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

<具体的な取組>

① 教職員

- ・いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
- ・分かる授業づくり
- ・全ての児童が参加する授業づくり
- ・年間計画に基づいた道徳授業公開（全担任）
- ・人権意識の向上
- ・『いじめ対策必携』を活用した研修
- ・定期的ないじめアンケートの実施や教育相談の活用
- ・年6回のSGEの取組

② 児童

- ・規則正しい生活
- ・友人との好ましいコミュニケーションづくり
- ・宿題の徹底, テスト等のやり直しの徹底
- ・自己有用感を獲得するための係・委員会活動への積極的参加

③ 保護者

- ・学級 PTA 等での情報交換や意見交換
- ・日曜参観や家庭教育学級等でのいじめに関する講演や研修
- ・日常的な観察
- ・子ども会や地域行事への積極的な参加

④ 地域

- ・携帯電話やインターネットの利用ルールづくり
- ・子ども会や地域行事等における体験活動の実施

(イ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。

(ウ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を利用し、年3回(各学期に1回)「いじめ問題を考える週間」を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、意見箱の設置等、その他必要な措置を講ずる。

(イ) いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。

(ウ) 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

(ア) いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(イ) スクールカウンセラーやマイフレンド相談員、市教育委員会指導主事等を積極的に活用した研修会を実施する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(ア) 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、学校運営協議会委員、スクールガード、スクールカウンセラー、民生委員。必要に応じて、学校医、警察官、マイフレンドルーム相談員等とする。

<活動>

- アンケート調査並びに教育相談に関すること。
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

- いじめ事案に対する対応に関すること

<開催>

学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、迅速かつ組織的に事実確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童等に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援と、いじめを行った児童への指導及び支援、並びにその保護者への助言を継続的に行う。また、全体（学級、遊び仲間等）の問題として児童等への指導を行う。

① いじめられた児童に対して

- ・事実確認とともに、まず辛い気持ちに共感し、心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自尊感情を高めるような言葉かけをする。

② いじめた児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況について十分聞き、背景にも目を向けて指導する。
- ・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、いじめが人として絶対に許されない行為であることやいじめられた側の気持ちを認識させる。

③ いじめられた児童の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者面談をし、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝達し、今後の対応について協議する。
- ・保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をしながら解決に向かって取り組むことを確認する。
- ・家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。

④ いじめた児童の保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは絶対許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

- (ウ) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携し対処する。

ウ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。

(3) 重大事態への対処

重大事態とは・・・

- いじめにより、児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

★ 「生命・心身又は財産に重大な被害」とは、次のようなケースが想定される。

- ・児童等が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

◎ 学校を調査主体とした場合

ア 重大事態が発生した旨を速やかに報告する。【報告：校長→市教育委員会→市長】

イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処するために専門的知識及び第三者を加えた「いじめ防止委員会」を立ち上げる。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

- ・適時、適切な方法で、経過報告をする。
- ・個人情報に十分配慮する。(個人情報に楯に説明を怠らないこと)

◎ 市教育委員会が調査主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出や調査に協力する。

< 児童への取組 >

- ・当事者だけの問題でないことを認識させ、いじめの傍観者から仲裁者への転換を図る。
- ・いじめは絶対に許されないという思いを繰り返し確認させる。
- ・よりよい学級づくりに向けて、一人一人に真剣に考えさせる。
- ・何でも話し合えるような雰囲気づくりをする。
- ・友だちの変化をすぐ担任に相談(情報提供)することは正義の行動であると認識させる。
- ・マスコミなどでいじめに関する報道がされた際は、学級のみinnで話し合う機会をもつ。

< 保護者への取組 >

- ・学校の取組に対する協力及び情報提供をお願いします。(いじめた側・いじめられた側)

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- いじめの未然防止及び再発を防止するための取組に関すること。